

AniPASS パートナー契約書

一般社団法人 Animal Passport（以下、「甲」という）と_____（以下、「乙」という）とは、甲が運営する AniPASS プロジェクト（以下「本プロジェクト」という）の推進で協力をすることに合意をする。その証として、甲は、乙を「AniPASS パートナー」として認定し、次のとおり広告掲載を含むパートナー契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に次のサービスを提供する。

1. 甲は、乙に本プロジェクトに関わる次の名称及び制作物（以下「本著作物」という）の使用を認める。
 - (1) AniPASS パートナーの名称の使用。
 - (2) 甲が提供する AniPASS 及び AniPASS パートナーのロゴの使用。
 - (3) 甲が提供するその他の制作物の使用。
2. 甲は、乙に次の広告掲載サービスを提供する。
 - (1) 甲が運営する AniPASS 公式サイト（以下「本ウェブサイト」という）のサポーターページに、乙の会社のロゴと名称、または乙が運営するサービス・商品のロゴと名称、およびそのリンクを1点掲載する。
 - (2) 甲がサービスを提供する AniPASS アプリ内に、乙の広告を掲載する。

第2条（契約期間）

_____年__月__日より_____年__月__日までの1年間とする。

第3条（仕様）

第1条の甲が乙に提供する本著作物及び広告の仕様は、甲が定めるものとする。

第4条（変更・中止の指示）

甲は、本著作物の使用先の内容等、または掲載中の広告のリンク先のウェブサイトの内容等が、公序良俗に反し適当でないと認めるときは、乙に対しその内容の変更または掲載の中止を求めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

第5条（乙の責任）

乙は、本著作物を使用する媒体、または掲載中の広告のリンク先のウェブサイトが、第三者の権利を侵害するものでないこと及び媒体等に係わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを甲に対して保証するものとし、本著作物の使用に起因して発生した事象に関

する一切の責任を負うものとする。

第6条（契約の解除）

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前の催告を経ることなく広告掲載を一時停止し、又は契約を解除することができる。

1. 乙が本プロジェクトのパートナーとして相応しくない行為をしたとき。
2. 乙が第4条の甲の指示に従わないとき。
3. 乙が社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。
4. 乙の倒産、破産等により会社名他の掲載する必要がなくなったとき。
5. 乙にその他、本契約を継続しがたいと認められる相当の事由があるとき。

第7条（譲渡等の禁止）

甲及び乙は、本契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。

第8条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約上知りえた相手方の秘密を漏らしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結時において、自ら、その代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲及び乙は、相手方が前項の表明及び確約に違反していることが判明した場合、催告をすることなく、かつ相手方に対して何等の責任を負うことなく本契約を解除できるものとする。

第10条（協議）

本契約に関する疑義及び本契約に定めのない事項は、甲及び乙の間で協議のうえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目9番17号
福岡天神フコク生命ビル15階
一般社団法人 Animal Passport
代表理事 荒巻 慶一

乙